



市民監視を許さない!

自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者?
「もの言う」自由を守る会
ニュース 21号 (はがき付)
2021年8月25日



〒 503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会
<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>
☎ 0584(81)5105 fax0584(74)8613

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす

2021年7月31日

「もの言う」自由を守る会 5周年総会報告

「もの言う」自由を守る会5周年総会は、記念講演に仲松正人弁護士をお迎えして「戦争する国づくり～監視下におかれる市民～」との演題で、土地規制法の危険性についてしっかり伺う予定でした。しかし前日夜に仲松弁護士が体調を崩されたため、急遽、山田秀樹弁護団長による、改めてこの事件をどう考えるべきかについての講演としました。

講演に先立ち、総会が行われました。岡本浩明弁護士からこの1年間の裁判の概略の報告があり、小倉文雄事務局長から活動報告及び活動方針提案を行いました。横山文夫共同代表の挨拶では、中部弁護士会連

合会の「昭和の著名事件を語り継ぐ」シリーズに（横山弁護士も関わられた）正木事件が取り上げられたことが紹介され、正木事件でも公安警察の諜報活動のありようが問題にされたというこの事件の共通性に触れられ、さらに闘い抜く必要を強調されました。



講演の後、原告から皆さまへのご支援のお礼と今後の闘いの決意を述べました。

《次回口頭弁論－結審予定－のご案内》
日時：2021年10月25日(月) 13:30開廷
場所：岐阜地方裁判所 301号法廷

傍聴整理券の発行締切時刻や報告集会などについては、判明次第、HPにアップします。

原告らは、エサに使われた

—「情報交換」とは、公安警察の情報収集工作の一環だった—

そもそもこの大垣警察市民監視事件とは、大垣署警備課（以下「公安警察」という）とシーテック社（以下「シ社」という）の「情報交換」とは、一体何だったのだろうか。報道当初は「公安警察が民間会社に情報を提供して便宜を図った」と思われていた。しかし、証拠保全手続きで入手したシ社の「議事録」と付属資料をみると、公安警察が原告らの個人情報を提供したのは事実だが、提供した情報それ自体の量は多くはない。それによってシ社が特別に利益を得たわけでもない。

【「議事録」などから見えるもの】

第1審の最終局面となる証人尋問の準備にあたって、改めて子細に「議事録」などの資料を検討してい

くと、この「情報交換」とはシ社を情報収集の協力者としていく過程であることがみえてきた。

第1回目は、公安が「事業概要情報を求めている」とシ社を呼び出した。その場で、公安警察からシ社の知らない情報を示され、シ社は危機感が煽られるとともに、公安警察の情報を信頼することとなった。第2回目以降は、シ社から公安警察に情報を求めるようになっていく。そして、シ社の原告らへの敵視の度合いを増す一方で、公安警察からより一層多くの情報を得、できれば反対運動つぶしの助言を得よう、そのためにも積極的な情報収集をして公安警察に提供しようという姿勢になっていっている。シ社が公安に報告する内容は次第に増えていく。公安警察は、シ社が情報収集にいそしみ、進んで公安警察に報告する「協力者」となるよう仕向けたのだ。それはシ社従業員の証言にもよく表れていた。

欲しがりそうな情報（エサ）を少し投げ与えて公安の協力者とする。それが公安警察の協力者づくり、情

再生可能エネルギー事業本部

議 事 録	部長	設対M	風力G長	地域G長	確 認	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
実施年月日・時	H25.8.7 13:30～14:30					
実施場所	大垣警察署別館3階					
会議名	大垣市上石津町風力発電反対派による勉強会の実施について					
【出席者】	さかうえ					
(相手先)	岐阜県警大垣市警察署	坂上警部、前田巡査長		(2名)		
(当 社)	加藤 G 長、		(記)			

1. 概要(主旨)

- ◆中電大垣営業所経由で中電岐阜支店広報課長より、大垣警察署警備課が「南伊吹風力の事業概要情報を必要としている」旨の連絡が当Gに入ったので訪問した。

2. 打合せ内容 (○:当社 △:大垣警察)

- ① △:岐阜新聞7月31日(水)版に「大垣市上石津町で風力発電について学ぶ勉強会が行われた」ことが掲載されたことを知っているか。
- :7月28日に勉強会が行われるという情報は事前に入手していたが、新聞に掲載されたことは承知していなかった。

投函の際は
は63円切
手を貼つ
て下さい。

〒500-8710

岐阜市美江寺町 2-4-1

岐阜地方裁判所民事第2部合議係

裁判長 鳥居俊一様

裁判官 大村麻衣様

裁判官 乙部華穂様

住所

氏名

(私のひと言)

.....

には法的規制がかけられていない。言わば「やりたい放題」であり、恣意的に個人情報を収集し利活用しているのが現状だ。

土地規制法などに立ち表れてきている「戦争する国づくり」に向けた市民監視の強化。公安警察がその中心的役割を果たしていくことは間違いない。こうした情勢の下で、大垣警察市民監視違憲訴訟が、公安警察に何らかの規制を加える一助となるように、より一層の力を入れて訴訟活動に取り組んでいきたい。

7月31日の山田弁護団長の講演内容を事務局の責任でまとめました。HPの5周年総会報告のページの「今、この事件をどう捉えるか」も参照して下さい。

報収集の手口なのである。原告らの個人情報、公安警察の情報収集活動の協力者づくりの釣り餌とされたのだ。公安警察が提供した原告らの情報には、多くの虚偽が混じり、大袈裟な形容や脚色が施されていた。原告とは別の人格が作られ、一人歩きさせられている。個人情報の適正な利用とはほど遠い。

【この訴訟の意義】

秘密裡に行われている公安警察の情報収集活動等の一端がこの訴訟を通じて明らかとなった。滅多にないことであり、この訴訟は、公安警察をめぐる訴訟の中でも特別の地位を占めている。公安警察の情報収集には法的根拠がなく、その活動

大垣警察市民監視違憲訴訟 憲法を活かす公正な判決を お願ひします

私たちは、自由を愛する市民として、大垣警察市民監視違憲訴訟(平成28年(ワ)第758号等 大垣警察市民監視国家賠償請求事件)に深く関心を寄せています。

公安警察が、法的根拠もなく、原告らの個人情報情報を長期にわたって収集してきたこと、その一部を民間事業者に提供することで、業者もまた情報収集に協力するように仕向けたことは明白となりました。こうしたことが「公共の安全と秩序の維持」とさえ言えば通ってしまうのは到底許せません。自分らの地域の生活環境の悪化を心配して学習会を行うことさえも公安警察が目をつけ、直接には関係ない知人も含めて個人情報収集し、人物像をゆがめて活用する…これは「日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用」(警察法2条2項)に当たります。

憲法の根幹を否定する公安警察の「実務」に切り込み、憲法の観点から糾し、国家賠償請求と収集された個人情報抹消を認める、公正な判決を下されることを、心からお願ひいたします。

「公正判決要請ハガキ」ご協力のお願ひ

証人尋問を終え、1審は最終局面に入りました。10月25日で結審の予定です。今年度中にも判決があるものと予想されます。行政、とりわけ警察には付度してしまいがちな裁判所に勇気ある公正な判断を求めるハガキを、1枚でも多く裁判官に届ける運動にご協力下さい。

(上半分を切り取ってご利用下さい)

- ★ 団体・グループなど周囲の方々に呼びかけて頂けるなら、必要な枚数のハガキをお送りします。事務局にご連絡下さい。
- ★ 団体・グループなどでハガキを集約して当会に送って下されば、まとめて当会が責任をもって裁判所に提出します。

(第1次集約 10月20日、第2次集約 2022年1月31日)

**「もの言う」自由を守る会
会員募集中!**

年会費:個人1000円、団体3000円

《会費・カンパ振込先》ゆうちょ銀行
記号番号 00800-0-216504
加入者名 「もの言う」自由を守る会

